

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市における劇場整備検討の支援業務委託（その3）

2 履行期限

平成 32 年 3 月 27 日

3 履行場所

横浜市内

4 業務の概要

(1) 業務の背景

横浜市では、これまで、Dance Dance Dance@YOKOHAMA、横浜音祭りなどの芸術フェスティバルや東アジア文化都市としての取組等により、市民の文化芸術への機運を高め、文化芸術創造都市としての存在感を發揮してきました。今後、横浜の魅力を更に高め、プレゼンスを大きく向上させるためには、世界の大都市にあるような、質の高い文化芸術に触れることができる本格的な劇場整備が効果的であるという視点に立ち、平成 30 年度から、本市における本格的な劇場整備の必要性、効果等について、調査・検討を進めています。

これらを背景として、平成 31 年度は、平成 30 年度調査検討結果を踏まえ、本市における新たな劇場について、施設の位置づけ、整備のあり方、事業手法等に関する検討を行います。

(2) 業務の概要

本業務は、平成 30 年度に実施した「横浜市における劇場整備検討の支援業務委託」（履行期限：平成 31 年 2 月 28 日）及び「横浜市における劇場整備検討の支援業務委託（その 2）」（履行期限：平成 31 年 3 月 15 日）の結果を踏まえ、新たな劇場の位置づけ、整備のあり方、事業手法等について検討を行うことを目的としています。

5 業務内容

(1) 基礎調査

- ア 平成 30 年度までに実施した調査結果に基づく基礎データの整理
- イ 国内外の都市における劇場の位置づけ調査
- ウ 市内類似施設の状況調査・分析
- エ 文化芸術に関する社会的潮流及び業界動向分析
- オ その他、本事業推進上の諸課題の整理及びそれに関する調査

(2) 民間事業者の意向把握

新たな劇場整備のあり方について、民間力の活用を視野にいたした検討を進めるため、民間事業者の意向把握を行います。実施時期、実施方法、対象事業者については、委託者と協議の上決定するものとします。

(3) 劇場整備の意義・方向性の整理・検討

新たな劇場の意義、方向性を整理、検討します。なお、整理・検討する内容には、次の内容を含むものとします。

ア 現状分析

イ 需要の把握

ウ 上位計画並びに文化観光政策との関係の整理

エ コンセプト、新たな劇場の目指す方向性、果たすべき役割の検討

オ 整備のあり方検討

(ア) 施設のあり方検討

- ・新たな劇場の規模、機能等の検討
- ・モデルプラン(図面等のイメージがわかるものを取り入れること。)の作成
- ・劇場を含めた周辺プラン(図面等のイメージがわかるものを取り入れること。)の作成
- ・敷地要件、整備候補地の検討
- ・民間力の活用の検討
- ・概算事業費の検討

(イ) 管理・運営のあり方検討

- ・可能なビジネスモデルの検討
- ・運営・維持管理体制の検討
- ・民間力の活用の検討
- ・収支予測の検討

(ウ) 事業手法の方向性の検討

カ 事業スケジュールの検討

キ その他必要な事項

(4) 検討委員会の運営支援

検討委員会の概要：本市における文化芸術の創造、発信の新たな拠点となり、まちの活性化につながる劇場の整備について検討する。

開催回数：概ね6か月の間に6回程度を想定

委員構成：まちづくり、文化芸術、劇場等に関する専門知識を有する者 10名程度

ア 検討委員会の運営補助

検討委員会に出席し、会議記録として有識者意見の概要を取りまとめます。

イ 検討委員会に必要な資料の作成支援

ウ 提言作成支援

検討委員会の意見を取りまとめ、検討委員会による提言の作成を支援します。

なお、第3回検討委員会終了を目途に中間とりまとめを行うことを想定しています。

※なお、検討委員会の開催日程調整、開催場所の確保、委員の交通費・日当・宿泊費の支払いは委託者が行い、委託費にはその費用は含まないこととします。

(5) 業務打合せ等

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で打合せ等を行います。打合せ回数は、12回程度（着手時及び納品時のほか10回程度）行うことを想定しています。

打合せの都度、議事概要を受託者が作成することとします。

(6) 報告書作成

(1)から(5)の結果について、報告書に取りまとめます。資料は、図やイメージパースなどを用いてわかりやすく作成します。平成32年度に向けた課題や引き継ぎ事項等も記載することとします。

6 成果品

(1) 報告書：A4版・くるみ製本5部

(2) 報告書及び業務で作成した資料の電子データ（CD-ROM等格納）
（Microsoft Office等により編集可能なデータも併せて格納すること。）

(3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

7 概算額

概算業務価格は26,500千円（税込）を限度とします。

8 その他

(1) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者と連絡調整を行うこととします。

(2) 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部もしくは一部を受注できない場合があります。

(3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議の上、業務計画を策定して行うこととします。

(4) 成果品については、横浜市に帰属するものとします。